

藤枝市住宅省エネ改修推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、既存住宅の省エネ化を推進するため、住宅省エネ改修推進事業を実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 市内にある一戸建ての住宅をいう。ただし、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第2条第2項に規定する新築住宅に該当しないものに限る。

(2) 住宅省エネ改修推進事業 住宅の省エネ改修をする事業で次のいずれかに該当するものをいう。

ア 省エネ改修後の住宅が省エネ基準又はZEH水準に相当することについて、BELS等の評価・認証を受けているもの（取得予定であるものを含む。以下「全体改修」という。）

イ 住宅全体でアの要件を満たさない場合にあっては、改修部分が省エネ基準又はZEH水準に相当するエコリノベーション等工事であること。

（以下「部分改修」という。）

(3) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

(4) ZEH水準 強化外皮基準（品確法第3条の2第1項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級5以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。））を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20%削減となる省エネ性能の水準をいう。

(5) BELS 建築物省エネ法第7条の規定を実施するために定められた建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づき実施する建築物省エネルギー性能表示に係る第三者認証の制度をいう。

- (6) エコリノベーション等工事 住宅の省エネルギー性能を向上させる開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事及び設備の効率化に係る工事のうち別表第1に定めるものをいう。
- (7) 設備の効率化に係る工事 住宅の暖房設備、冷房設備、機械換気設備、照明設備や給湯設備等の高効率化に資する工事をいう。
- (8) 仕様基準 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」のうち、「(2)外皮の断熱性等に関する基準」及び「(3)開口部の断熱性能等に関する基準」を満たす仕様をいう。
- (9) 誘導仕様基準 住宅部分の外壁、窓等を通して熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）の「1 外壁、窓等を通して熱の損失の防止に関する誘導基準」のうち、「(2)外皮の断熱性等に関する基準」及び「(3)開口部の断熱性能等に関する基準」を満たす仕様をいう。
- (10) 構造補強工事 ZEH水準に住宅の全体改修を行う際、重量化に伴い要領に定める基準に適合させる工事をいう。

（補助の対象及び補助額）

第3条 補助金の対象及び補助額は、別表第2のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第5条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

（交付の条件）

第6条 交付の決定に際しては、次に掲げる事項を条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。

- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後、５年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、遅滞等報告書（第３号様式）を提出して、その指示を受けなければならないこと。

２ 市長は、前項第５号により報告を受けた場合は、指示書（第４号様式）により指示しなければならない。

（変更承認）

第７条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」をいう。）は、改修箇所を変更するときは、あらかじめ変更承認申請書（第５号様式）に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

２ 市長は、補助事業の変更承認申請があった場合は、内容を審査し、変更の承認をするときは、変更承認通知書（第６号様式）により通知するものとする。

（補助事業の廃止又は中止）

第８条 補助事業者は、補助事業の廃止又は中止をしようとする場合は、廃止（中止）届（第７号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第９条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（第８号様式）に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

２ 前項の書類は、当該補助事業の完了の日から起算して３０日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の２月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第１０条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めたときは、

補助金交付確定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は、前条の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までに請求書（第10号様式）を提出しなければならない。

（消費税仕入控除税額に係る取扱い）

第12条 補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入に係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分がある場合には、それら控除できる部分の合計額に補助率（補助金所要額を補助対象経費で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額（以下「消費税仕入控除税額等」という。）を補助金所要額から減じて得た額を、補助金の交付申請額としなければならない。ただし、補助金の交付申請の時点において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになっていない場合は、この限りではない。

2 補助事業者は、第5条の規定による交付の決定を受けた後に、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前項の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して第7条の規定による変更承認申請書を提出し市長の承認を受けなければならない。

3 補助事業者は、第9条の規定による実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（第11号様式）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならない。

(1) 補助事業を実施した年（法人にあっては事業年度）の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（令和5年6月1日藤枝市告示第177号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（令和6年4月1日藤枝市告示第68号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年7月8日藤枝市告示第182号）

この要綱は、令和7年7月8日から施行する。

別表第1（第2条関係）

1 開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事

(1) 開口部の断熱化に係る改修工事

（省エネ基準）

工事 内容 部位	対象となる改修工事		モデル工事費 ※ 1 (省エネ基準)	仕様・備考
	工事種別	工事規模		
窓	ガラス交換 ※ 2	1.4 m ² 以上※6	88,000 円/枚	国土交通省所管の「子育てエコホーム支援事業」又は「子育てグリーン住宅支援事業」において登録されている建材（以下「子育てグリーン住宅支援事業等の登録建材」という。）のうち、省エネ基準地域区分が7に適合している建材であること。または、カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるもの。
		0.8 m ² 以上 1.4 m ² 未満※6	64,000 円/枚	
		0.1 m ² 以上 0.8 m ² 未満※6	24,000 円/枚	
	内窓設置 ※ 3 外窓交換 ※ 4	2.8 m ² 以上※7	200,000 円/箇所	
		1.6 m ² 以上 2.8 m ² 未満※7	160,000 円/箇所	
		0.2 m ² 以上 1.6 m ² 未満※7	136,000 円/箇所	
ドア	ドア交換 ※ 5	開戸：1.8 m ² 以上※7	288,000 円/箇所	
		引戸：3.0 m ² 以上※7		
		開戸：1.0 m ² 以上 1.8 m ² 未満※7	256,000 円/箇所	
		引戸：1.0 m ² 以上 3.0 m ² 未満※7		

（ZEH水準）

工事 内容 部位	対象となる改修工事		モデル工事費 ※1 (ZEH水準)	仕様・備考
	工事種別	工事規模		
窓	ガラス交換 ※2	1.4 m ² 以上※6	112,000 円/枚	国土交通省所管の子育てグリーン住宅支援事業等の登録建材であり、省エネ基準地域区分が7に適合している建材であること。または、カタログ等により、誘導仕様基準
		0.8 m ² 以上 1.4 m ² 未満※6	80,000 円/枚	
		0.1 m ² 以上 0.8 m ² 未満※6	32,000 円/枚	
	内窓設置 ※3 外窓交換 ※4	2.8 m ² 以上※7	272,000 円/箇所	
		1.6 m ² 以上 2.8 m ² 未満※7	216,000 円/箇所	
		0.2 m ² 以上 1.6 m ² 未満※7	176,000 円/箇所	

ドア	ドア交換 ※5	開戸：1.8㎡以上※7	392,000 円/箇所	への適合が確認できるもの。
		引戸：3.0㎡以上※7		
		開戸：1.0㎡以上 1.8㎡未満※7	344,000 円/箇所	
		引戸：1.0㎡以上 3.0㎡未満※7		

※1 モデル工事費とは、エコリノベーション等工事に係る費用として、市長が定める工事費をいう。以下同じ。

※2 ガラス交換とは、既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう。

※3 内窓設置とは、既存窓の内側に新たに窓を新設するもの又は既存の内窓を交換するものをいう。

※4 外窓交換とは、既存窓を窓ごと取り除き新たな窓に交換するものをいう。

※5 ドア交換とは、既存のドアを取り除き新たなドアに交換するものをいう。

※6 ガラス交換の工事規模は、ガラスの寸法によるものとする。

※7 内窓設置、外窓交換又はドア交換の工事規模は、内窓若しくは外窓のサッシ枠又は開き戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法によるものとする。

(2) 躯体等の断熱化に係る改修工事
(省エネ基準)

工事内容 部位	断熱材の区分	モデル工事費 (省エネ基準)	仕様・備考
		戸建住宅	
外壁	A～C	168,000 円/m ³	子育てグリーン住宅支援事業等の登録建材であり、かつ厚さ等が仕様基準に適合するように施工されること。または、カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるもの。
	D～F	252,000 円/m ³	
屋根・天井	A～C	60,000 円/m ³	断熱材の区分によりモデル工事費を区別する。 ＜断熱材の区分＞ A～C 区分：熱伝導率 (W/m・K) 0.052～0.035 D～F 区分：熱伝導率 (W/m・K) 0.034 以下
	D～F	102,000 円/m ³	
床	A～C	210,000 円/m ³	
	D～F	316,000 円/m ³	

(ZEH水準)

工事内容 部位	断熱材の区分	モデル工事費 (ZEH水準)	仕様・備考
		戸建住宅	
外壁	A～C	225,000 円/m ³	子育てグリーン住宅支援事業等の登録建材であり、かつ厚さ等が誘導仕様基準に適合するように施工されること。または、カタログ等により、誘導仕様基準への適合が確認できるもの。
	D～F	338,000 円/m ³	
屋根・天井	A～C	80,000 円/m ³	断熱材の区分によりモデル工事費を区別する。 ＜断熱材の区分＞ A～C 区分：熱伝導率 (W/m・K) 0.052～0.035 D～F 区分：熱伝導率 (W/m・K) 0.034 以下
	D～F	137,000 円/m ³	
床	A～C	280,000 円/m ³	
	D～F	420,000 円/m ³	

2 設備の効率化に係る工事

設備種別	モデル工事費 (省エネ基準・ZEH水準共通)	補助対象		仕様・備考
		省エネ基準	ZEH水準	
太陽熱利用システム※1	452,000 円/戸	対象	対象	国土交通省所管の「子育てエコホーム支援事業」又は「子育てグリーン住宅支援事業」において登録されている設備機器（以下「子育てグリーン住宅支援事業等の登録設備機器」という。）であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 強制循環式のもので、JIS A4112:2020 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること（蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。）
高断熱浴槽※1	437,000 円/戸	対象	対象※4	子育てグリーン住宅支援事業等の登録設備機器であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 JIS A5532:2011 に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。
高効率給湯機※1※2	279,000 円/戸			子育てグリーン住宅支援事業等の登録設備機器であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。
電気ヒートポンプ給湯機		対象	対象※5	JIS C 9220:2018 に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が 3.0 以上であること。
潜熱回収型ガス給湯機		対象	対象※5	給湯暖房器にあっては、給湯部熱効率が 94% 以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率が 83.7% 以上であること。
潜熱回収型石油給湯機		対象	対象※5	油だき温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が 94% 以上であること。石油給湯機の直圧式にあっては、モード熱効率が 81.3% 以上であること。石油給湯機の貯湯式にあっては、74.6% 以上であること。
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機		対象	対象	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705）が 102 % 以上であること。
節湯水栓※3	63,000 円/台	対象	対象※6	子育てグリーン住宅支援事業等の登録設備機器あること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 JIS B2061:2017 に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。
燃料電池シ	—	対象	対象	子育てグリーン住宅支援事業等の登録設備機器

システム				あること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること（燃料電池発電ユニットの後付けも可）
コージェネレーション設備 ※2	—	対象	対象	子育てグリーン住宅支援事業等の登録設備機器あること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 燃料電池発電ユニット エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。（燃料電池発電ユニットの後付けも可） ガスエンジン給湯器 ガス発電ユニットの J I S 基準 (JIS B 8122) に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準 (LHV 基準) で 80% 以上であること。
蓄電池	510,000 円/台	対象	対象	子育てグリーン住宅支援事業等の登録設備機器あること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 定置用リチウムイオン電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和 4 年度以降登録・公表されている蓄電システムであること。
LED 照明	—	対象	対象	子育てグリーン住宅支援事業等の登録設備機器あること。または、カタログ等により要件を満たすものであることが確認できること。（工事を伴うものに限る。）
節水型トイレ	184,000 円/台	対象	対象	掃除しやすい機能を有し、子育てグリーン住宅支援事業等の登録設備機器あること。または、カタログ等により要件を満たすものであることが確認できること。
	168,000 円/台	対象	対象	上記以外で、子育てグリーン住宅支援事業等の登録設備機器あること。または、カタログ等により要件を満たすものであることが確認できること。

※ 1 設置を行った設備の種類毎に 1 台を補助対象とする。

※ 2 電気ヒートポンプ給湯機、潜熱回収型ガス給湯機、潜熱回収型石油給湯機、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機、コージェネレーション設備のいずれかの 1 台／戸を補助対象とする。

※ 3 設置を行った台数分を補助対象とする。

※ 4 「ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機、燃料電池システム、コージェネレーション設備」のいずれかとセットの場合又は「電気ヒートポンプ給湯機、潜熱回収型ガス給湯機、潜熱回収型石油給湯機」のいずれかと節湯水栓（※浴室シャワー水栓に限る。）と 3 つのセットの場合に限る。（既設も可）

※ 5 節湯水栓（※浴室シャワー水栓に限る。）と高断熱浴槽と 3 つセットの場合に限る。（既設も可）

※ 6 浴室シャワー水栓で、「ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機、燃料電池システム、コージェネレーション設備」のいずれかとセットの場合又は「電気ヒートポンプ給湯機、潜熱回収型ガス給湯機、潜熱回収型石油給湯機」のいずれかと高断熱浴槽と 3 つのセットの場合に限る。（既設も可）

別表第 2（第 3 条関係）

区分		補助限度額	補助率
一戸建ての住宅	全体改修の場合	改修後の住宅が省エネ基準に相当する場合においては 766,000 円／戸、ZEH 水準に相当する場合においては 1,025,000 円／戸（構造補強工事を実施する場合は、1,385,000 円／戸）	当該住宅が行う省エネ改修工事に係る費用（※ 1 ※ 2）に、100 分の 23 を乗じて得た額とする。 ただし、その内訳において別表 1 においてモデル工事費を定めている工事については、モデル工事費又は実際の工事費のいずれか低い額を計上するものとする。 （※ 3）
	部分改修の場合	改修後の住宅が省エネ基準に相当する場合においては 766,000 円／戸、ZEH 水準に相当する場合においては 1,025,000 円／戸	

※ 1 設備の効率化に係る省エネ改修費用については、開口部及び躯体等の断熱化に係る費用を上限とする。

※ 2 部分改修する場合にあっては、省エネ改修工事に要する費用のうちエコリノベーション等工事にかかる費用

※ 3 モデル工事費の定めのない工事種別を補助対象事業費に含める場合にあっては、複数の見積もりの取得等により、適正な工事費を計上するものとする。以下同じ。